

広島城三の丸整備等事業

公募設置等指針等に対する質問への回答（その2）

- ・ 広島城三の丸整備等事業 公募設置等指針等に対する質問の一部について回答します。質問を御提出いただき、誠にありがとうございました。
- ・ 質問は、原文のまま掲載していますが、明らかな誤字、脱字及び表記の誤りと判断した箇所については、一部修正しています。

令和4年8月31日
広島市

■ 公募設置等指針に対する質問への回答

No.	頁	該当箇所				質問内容	回答
A001	10	1	(7)	シ		三の丸のゾーニング計画について、緊急自動車の動線確保等で建築上の制約がある場合はその内容をお示しください。	広島城三の丸歴史館に係る緊急車両の動線については、追加資料1「広島城三の丸歴史館の整備予定区域（敷地の範囲）」を確認してください。 また、広島城三の丸歴史館の敷地の範囲内においては、認定計画提出者による建築物の整備を行うことができません。ただし、案内板等の工作物については、本市と協議の上、設置することが可能です。
A002	31	5	(1)	イ		「応募(申請)グループの場合は、代表法人及び構成法人等のうち1社でも欠格事項に該当するときは、当該応募(申請)グループを選定の対象外とします。」とありますが資格を確認する時点は、公募設置等計画の提出日と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。公募設置等計画の提出日時時点で欠格事項に該当するか否かを事務局で確認し、該当する場合は選定の対象外とします。
A003	3	1	(2)			「石垣から6尺の範囲は史跡」とあるが、それ以外の範囲は計画可能と捉えてよいのか。	Park-PFI事業の事業区域については、「公募設置等指針」の「1 事業の概要 (7) 事業の流れ（予定） シ 整備エリアの分割 三の丸のゾーニング計画及び導入機能のイメージ」（10頁）において、青色の実線で示すとおりです。 石垣から6尺の範囲は、史跡に指定されていることから、Park-PFI事業の事業区域に含みません。なお、指定管理業務の業務範囲には含まれることに注意してください。
A004	5	1	(3)			駐車場設備にて使用する電源について、市が整備されるものに含まれますか。事業者が別途引き込みする必要があるか確認させてください。	中央公園バス駐車場の詰所棟及びトイレ棟の電源については本市が整備します。
A005	7	1	(6)	イ		「指定管理期間は、観光バス駐車場（中央公園バス駐車場）の供用開始日である令和5年（2023年）4月1日から」とあるが、これは実際に観光バスが駐車できる日でしょうか？それとも機器設定等の工事に入れる日なのでしょうか？	令和5年4月1日から観光バスの駐車が可能となる予定です。
A006	11	2	(3)	ア		統括管理責任者は常駐・非常駐を問わないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	頁	該当箇所				質問内容	回答
A007	12	3	(1)	イ		ペDESTリアンデッキ下部の車両並びに人の動線についてのお考えを教えてください。また、ペDESTリアンデッキ下部の活用可能性について教えてください。	ペDESTリアンデッキの桁下空間については、安全性に配慮した上で、車両や歩行者の動線等として活用することは可能です。
A008	12	3	(1)	イ		「原則、アストラムライン路線の直上は、公募対象公園施設を整備することができません。」というのですが、アストラムライン直上において、イベントスペースとしてキッチンカーの配置やテントなど、大きな建物を建てない公募対象公園施設は認められますか。	アストラムライン路線の直上において、キッチンカーやテントなどを配置する提案は可能です。
A009	12	3	(1)	イ		「原則、アストラムライン路線の直上は、公募対象公園施設を整備することができません。」とありますが、それ以外の共同溝や地下河川直上に公募対象公園施設を整備することは可能でしょうか？	本事業において、事業区域内の地下河川や共同溝の直上に公募対象公園施設を整備する場合は、別添資料1「要求水準書」の「第2 事業区域及び施設の現況 1 事業区域（既存の公園施設等）の概要 (2) Park-PFI事業の事業区域（三の丸エリア） ア 主な既存施設等」（8頁）を確認してください。
A010	12	3	(1)	イ		アストラムラインの影響線上には、建築物の整備が認められますか。	本事業において、アストラムラインの影響線上に公募対象公園施設を整備する場合は、別添資料1「要求水準書」の「第2 事業区域及び施設の現況 1 事業区域（既存の公園施設等）の概要 (2) Park-PFI事業の事業区域（三の丸エリア） ア 主な既存施設等」（8頁）及び別添資料7「アストラムライン路線（既設構造物）、地下河川（堀川）、供給処理施設等の現況」を確認してください。
A011	13	3	(1)	ウ	(イ)	酒類販売を主目的とする用途を目的とした施設の整備及び利用はできないと記載があるが、飲食店から酒類を提供することに関しては、問題ないか。	酒類販売を主目的とする施設でなければ、酒類の提供は可能です。
A012	13	3	(1)	オ		公募対象公園施設として、自動車駐車場を設置する場合、使用料は車道部分は除いたものとするこでよろしいでしょうか。	公募対象公園施設として整備する自動車駐車場において、当該駐車場を利用する自動車だけが通行する車道部分がある場合、当該車道部分は公募対象公園施設と一体的に占有する屋外部分とみなし、設置許可使用料の算定の対象とします。
A013	15	3	(2)	ウ		多目的広場の付帯設備として、備品を収納するための保管庫整備を特定公園施設として提案することは可能ですか。	多目的広場等の特定公園施設において使用する備品等を収納する倉庫を、特定公園施設として整備する提案は可能です。

No.	頁	該当箇所				質問内容	回答
A014	15	3	(2)	ウ		附置義務駐車場を、公募対象公園施設として整備することは可能ですか。	広島城三の丸歴史館の延べ面積を基に算出した附置義務駐車台数分については、特定公園施設として附置義務駐車場を整備してください。 広島城三の丸歴史館の延べ面積を基に算出した附置義務駐車台数を超えて事業区域に駐車場を整備する場合は、その超えて整備する台数分について、公募対象公園施設として整備することも特定公園施設として整備することも可能です。
A015	15	3	(2)	ウ		附置義務駐車場の台数の算定に当たり、公募対象公園施設に係る建物を含めて算定すると考えてよろしいでしょうか。	附置義務駐車台数の算定に当たっては、広島城三の丸歴史館と公募対象公園施設について、それぞれの敷地ごとに単独で算定してください。
A016	15	3	(2)	ウ		附置義務駐車場の台数の算定に当たり、歴史館を含めた三の丸地区で想定される利用者数と、それに基づく自動車分担率から市民や来場者の利便性を考慮した台数とすることは可能でしょうか。	建築物における駐車施設の附置等に関する条例に基づき算定した必要台数を最低限確保してください。
A017	16	3	(2)	エ		広島市で撤去される公園施設の費用は、6億300万円に含まれないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
A018	16	3	(2)	エ		特定公園施設の設計・見積時点と工事時点における建築資材価格などに著しい変動があった場合、整備費の広島市負担額について改定することはありますか。	特定公園施設の設計・整備に係る費用について、本市が負担する費用の上限額を変更する予定はありません。
A019	17	3	(2)	オ		都市公園法第6条の占用許可の対象物をご教示いただきたい。	都市公園の占用については、公園管理者が、占用の目的、占用の期間、占用の場所、工作物その他の物件又は施設の構造その他条例で定める事項が記載された申請書の提出を受け、当該申請書の内容を踏まえ、許可を行うものです。このため、占用許可の対象物を限定的に提示することはできません。
A020	17	3	(3)			現状広島城にびーすくるが設置してありますが、同様の駐輪場を設けたい場合利便増進施設に該当するか。	自転車駐車場は利便増進施設に該当します。 なお、三の丸にびーすくるのポートを設置する場合、設置箇所などについて本市と認定計画提出者が協議をした上で、本市により設置することになります。

No.	頁	該当箇所				質問内容	回答
A021	20	4	(3)	ウ	(イ)	ポップカルチャーと連携した企画展示が年1回と義務付けられていますが、その実施期間（日数）に決まりはありますか。	ポップカルチャーと連携した企画展示の実施期間について、特段の定めはありません。
A022	20	4	(3)	ウ	(イ)	学芸事業者と調整の上で実施する企画展示や各種のイベントについて、その実施経費の調達は誰の役割になりますか。学芸事業者は経費の工面にはノータッチですか。	ポップカルチャーと連携した企画展示や歴史・文化に親しむイベントの開催について、実施経費は指定管理者（認定計画提出者）の負担となります。
A023	21	4	(3)	カ		協議体の構成員として支出すべき費用については、指定管理料の中で費用計上して差し支えありませんでしょうか。	広島市中央公園エリアマネジメント協議会の構成員として支出すべき費用は、指定管理者の負担とするものであり、指定管理料の中で費用を計上することはできません。
A024	23	4	(4)	ア	(ウ)	三の丸に公募対象公園施設として駐車場を整備した場合、その利用料金は指定管理者が自由に設定することが可能ですか。	特定公園施設として整備する附置義務駐車場とは別に、公募対象公園施設として自動車駐車場を設置する場合、後者の駐車場の利用料金は指定管理者（認定計画提出者）が設定します。
A025	26	4	(5)	イ		天守閣の建て替え時期はいつを想定しているのか。	現在、本市において、天守の木造復元に向けた調査等を行っていますが、天守を建て替えることを決定しているものではありません。
A026	27	4	(5)	キ		広島城内堀における船の運航とは別に、貸出ボート・SUPを運営するなどお堀を使った事業は可能ですでしょうか。	広島城内堀は、Park-PFI事業の事業区域ではないことから、Park-PFI事業の一環として当該地を利用することはできません。 また、指定管理業務の自主事業として広島城内堀を利用する事業を検討する場合は、当該地が、近世に係る国史跡であり、国有地であること、また都市公園の一部であることなどから、活用にあたって様々な制限があることや、史跡の価値を損ねないこと、歴史ゾーンとしてふさわしい事業とする必要があることなどを十分に踏まえてください。
A027	36	6	(2)	エ	(エ)	応募書（申請）者に関する書類⑥⑦については原本証明は不要とのことでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	頁	該当箇所				質問内容	回答
A028	38	6	(2)	エ	(エ)	応募書類の設計・工事監理の実績を証する書類とありますが、何を提示すれば良いですか。	業務委託契約書（実績が証明できる設計書等）の該当部分の写しなどを想定しています。
A029	39	6	(2)	エ	(エ)	特定公園施設の設計・整備に係る積算内訳書（様式任意）の内容についてご指示願います。あくまで概算ですので大枠のものと考えております。	提案する特定公園施設の内容を踏まえ、特定公園施設ごとの積算内訳又は工種ごとの積算内訳を年度ごとにお示しください。
A030	45	7	(1)			Park-PFI事業（設計・整備）の工事費の変動につきまして、昨今の建築資材の物価上昇が工事費に大きく影響しております。この観点から、公募設置等計画の提出後の物価上昇についてご対策いただけないでしょうか。	No. A018の回答を確認してください。
A031	48	7	(1)	※5		災害時やコロナウイルス感染拡大等の外部要因にて収入が減額した際に指定管理料の補填は検討されるのか。	災害などの要因により収入が減少した場合、協定等に基づき、指定管理料の補填について、協議に応じることは可能と考えています。 参考として、本市においては、令和2年度から令和4年度において、新型コロナウイルス感染症の影響により利用が減少している施設の指定管理者が適切に管理運営できるよう、指定管理料の追加措置を行った事例があります。

■ 別添資料1 要求水準書に対する質問への回答

No.	頁	該当箇所					質問内容	回答
B001	11	第2	1	(2)	カ	(7)	広島城三の丸歴史館の整備予定区域が未定で、提案者により適宜設定する場合は、建物廻りほどの範囲までを提案者側で整備する必要がありますか？ (建物周辺、エントランス前、バックヤードなど)	広島城三の丸歴史館の敷地の範囲については、追加資料1「広島城三の丸歴史館の整備予定区域（敷地の範囲）」を確認してください。 広島城三の丸歴史館の敷地の範囲のうち、建物以外（外構等）については、原則、特定公園施設として、認定計画提出者により設計・整備を行っていただきます。 ただし、出入口の前や搬入ヤードなど、広島城三の丸歴史館への入退に影響のある部分については、本市が別途発注する広島城三の丸歴史館の設計業務の受注者と調整を行う予定です。
B002	11	第2	1	(2)	カ	(7)	「広島城三の丸歴史館は、本事業とは別に従来の公共事業手法により整備し、・・・施設整備に当たっては、当該施設の整備予定区域を考慮する必要がある」との記載がありますが、整備予定区域を示した図面はありますか？	No. B001の回答を確認してください。
B003	7	第2	1	(2)	ア	(オ)	遊覧船乗船場を再設置する場合は、どのような手順が想定されるか？ 既存設置場所以外での設置（複数）は可能か？	広島城内堀における船の運航については、本市が事業手法等（棧橋の設置場所を含む。）を検討し、協議させていただく予定です。
B004	7	第2	1	(2)	ア	(カ)	「びーすくる」のポートの撤去時期について本市と認定計画提出者が協議をした上で、本市が撤去を行う。なお、代替ポートの設置の可否や、整備後のポートの設置箇所について、認定計画提出者は、本市との協議に応じる必要がある。」とあります。ポートを完全に撤去するのではなく計画エリア内にポートを移設する必要があるということでしょうか。	三の丸エリアにシェアサイクルポートを設置することを決定しているものではありませんが、三の丸エリアにシェアサイクルポートを設置する方法を幅広く検討するため、協議に応じていただきたいと思います。
B005	11	第2	1	(2)	カ	(イ)	「ペDESTリアンデッキ下の一部（南北方向の動線部分）は本市が別途、舗装及びフェンス等を整備する予定である。その他の部分（東西方向の動線部分）については、認定計画提出者が整備する必要がある。」との記載がありますが、市で整備する範囲を示した図面があれば御提供ください。また、東西方向のデッキの構造が不明ですが、デッキ下で利用可能な範囲（有効高さなど）が分かる図面等があれば御提供ください。	前段については、別添資料21「事業区域において本市で整備予定の施設（計画概要）」のうち、ペDESTリアンデッキの計画平面図を確認してください。 後段については、別添資料21「事業区域において本市で整備予定の施設（計画概要）」のうち、東側ペDESTリアンデッキ橋梁一般図（その1）を確認してください。
B006	11	第2	1	(2)	カ	(イ)	「ペDESTリアンデッキ下の一部（南北方向の動線部分）は、本市が別途、舗装及びフェンス等を整備する予定である。」とあるが、デッキ下の有効寸法を把握したい。同空間について南北動線を設けることは可能と捉えて良いか。	別添資料21「事業区域において本市で整備予定の施設（計画概要）」のうち、東側ペDESTリアンデッキ橋梁一般図（その2）の図面を確認してください。ペDESTリアンデッキの桁下空間を動線等として活用することは可能です。

No.	頁	該当箇所					質問内容	回答
B007	17	第4	1	(1)	エ		第1期、第2期整備期間中とも、ペDESTリアンデッキの下の導線の確保が求められていますが、ペDESTリアンデッキ下（最長3,800mm）よりも高い車両（4tトラック以上）はないという認識でいいでしょうか。	車高によりペDESTリアンデッキの下を通ることができない工事車両のために、別の動線を確保してください。 なお、本市では、工事車両の動線として2つのルートを確認することとし、そのうち、ペDESTリアンデッキの下を通ることができない工事車両について、三の丸エリアの東部分を通るルートにより出入りすることを想定しています。 詳細は別添資料25「2段階整備（第1期整備エリア及び第2期整備エリア）の考え方」を確認してください。
B008	17	第4	1	(1)	エ		敷地南側の国道54号からペDESTリアンデッキ下への動線について、広島市が示したルートとは別のルートを含むゾーニングを提案することは可能でしょうか。	別添資料25「2段階整備（第1期整備エリア及び第2期整備エリア）の考え方」に示す本市が想定している動線と異なるルートとする提案は可能です。 なお、具体的な工事車両等の動線等については、認定計画提出者と本市で協議し、決定するものとします。
B009	19	第4	1	(2)	イ	(ア)	「ペDESTリアンデッキ及び広島城三の丸歴史館並びに三の丸エリア周辺を含む公園全体との調和を図ること。」との記載がありますが、ペDESTリアンデッキのデザインが分かる資料があれば御提供ください	ペDESTリアンデッキのデザインについて、現時点で決定していないことから、お示しできる資料はありません。 本事業の設置等予定者の決定後、提案された公募対象公園施設及び特定公園施設の外観デザインと、ペDESTリアンデッキの意匠との調和を図るための協議をさせていただき、両者が必要に応じて調整を行うこととしています。
B010	28	第4	3	(2)	イ		バスの乗降場を城南通り沿いに設置しても良いでしょうか。	バス乗降場を城南通り沿い（事業区域南側の国道54号側）に設置する提案は可能です。 なお、県立総合体育館前交差点から可能な限り離れた場所に設置するものとし、設計に当たっては、具体的な設置場所等について、道路管理者（広島国道事務所）や警察との協議を行う必要があります。
B011	28	第4	3	(2)	エ		内堀付近の園路設置について、散策路やランニングコースなどで活用されることが想定されますが、歴史館と内堀の間に確保される園路の幅の想定を教えてください。	広島城三の丸歴史館と内堀の間隔については、追加資料1「広島城三の丸歴史館の整備予定区域（敷地の範囲）」を確認してください。 なお、当該箇所に園路の整備を行う場合は、特定公園施設として、認定計画提出者により設計・整備を行っていただきます。
B012	30	第4	3	(2)	キ	(エ)	ごみ集積スペースは、公募対象公園施設も共同で使用できるものですか。	ごみ集積スペースを公募対象公園施設と共同して使用する提案は可能です。
B013	31	第4	3	(3)			特定公園施設の設計に関して、建物の建築設計に付随する外構設計と同様に、多目的広場やバス・タクシーの乗降場、附置義務駐車場、園路や植栽などの設計業務を進めるものと考えてよろしいでしょうか。（設計基準は土木設計基準ではないと考えます）	特定公園施設の設計に当たっては、「広島市土木工事共通仕様書（令和3年8月）第12編 公園緑地編」など土木設計に関する基準を適用する必要があります。

No.	頁	該当箇所					質問内容	回答
B014	46	第5	1	(3)	ア		「配置人員は17名を標準とし」とありますが（別添資料22）、1日あたり17名を標準とのことではなく、17名が1週間、1か月等のシフトにより勤務する考え方で齟齬はありませんでしょうか。	お見込みのとおりです。
B015	46	第5	1	(3)	ア		「配置人員は17名を標準とし」とありますが、この17名の中に清掃員、警備員は含まれていない想定とのことでしょうか。	お見込みのとおりです。
B016	46	第5	1	(3)	ア		歴史館の学芸事業者が決まるスケジュールを教えてください。	学芸事業者については、令和6年度に選定する予定です。
B017	46	第5	1	(3)	ア		学芸事業者はいつ決定するのか。	No. B016の回答を確認してください。
B018	47	第5	1	(4)	ア		学芸事業者および広島市が主催するイベントの費用は指定管理料以外になるのか。	本市又は学芸事業者がイベントを主催する場合の経費については、指定管理者（認定計画提出者）が負担するものではないため、指定管理料には含みません。
B019	47	第5	1	(4)	イ		学芸事業者および広島市が主催するイベントの利用料金は減免になるのか。	公の団体等が公益上の目的のために公園を利用する場合等の利用料金について、本市と指定管理者（認定計画提出者）が協議の上、減免料金を適用することを予定しています。
B020	69	第5	2	(5)	オ	(ウ)	清掃で「水撒き」とありますが、散水栓などの整備が必要とのことでしょうか？	中央公園広島城三の丸駐車場について、指定管理者（認定計画提出者）に対して、散水栓などの整備を義務付けるものではありません。日常的に清掃を行えば問題ありません。 なお、中央公園バス駐車場については、本市が散水栓を設置する予定です。

No.	頁	該当箇所					質問内容	回答
B021	70	第5	2	(6)	イ		観光バス駐車場に防犯カメラの設置は見込まれていますでしょうか。	中央公園バス駐車場に防犯カメラを設置する予定はありません。
B022	70	第5	2	(6)	イ		貴市にて整備する設備に「自動精算機：パーキングチケット方式」がありますが、具体的にどのような機器でしょうか？ また、当該機器に、指定管理者が考えている予約システムと連動ができない場合、当該機器を利用しない管理方法も可能でしょうか？	前段について、追加資料2「観光バス駐車場（中央公園バス駐車場）に本市が設置する自動精算機及び車止めの仕様」を確認してください。運用の一例として、前払いで料金を精算し、発行された駐車証明書（領収書）をダッシュボード等に置くことで精算済みを証明することなどを想定しています。 後段について、基本的には、本市が設置する機器を利用することができる予約システムを構築してください。ただし、やむを得ない場合など、本市が設置する機器を利用しない管理方法について、協議に応じることは可能です。
B023	71	第5	2	(6)	オ	(エ)	植物管理について記載されていますが、どこに植栽が設置されるのでしょうか？ また、「石積み擁壁の除草」と記載がありますが、どこに石積み擁壁が設置されるのでしょうか？	中央公園バス駐車場は、遺構を保存する観点から盛土を行うため、周辺に石積み擁壁を施工し、フェンスと石積み天端の間に植栽を行う予定です。
B024	87	第5	3	(6)	ウ		観光バス駐車場について、バスを駐車場に入場させ、又は駐車場から退場させることができる時間以外の時間（PM10:00～翌AM6:00）は、物理的に入退場できないような門扉等が整備されると考えてよろしいでしょうか？	中央公園バス駐車場の出入口には車止めを設置する予定です。詳細は追加資料2「観光バス駐車場（中央公園バス駐車場）に本市が設置する自動精算機及び車止めの仕様」を確認してください。
B025	87	第5	3	(6)	ウ	(イ)	観光バス駐車場の入退出の時間変更は可能なのか。	中央公園バス駐車場へバスを入退場させることができる時間については、あらかじめ市長の承認を得た上で、変更することが可能です。 ただし、バスを入退場させることができる時間を短縮するような変更はできません。
B026	87	第5	3	(6)	ウ	(オ)	三の丸のバス乗降場所を基本的には利用するとあるが、サッカー試合日や観光シーズンは混雑するため、城南通りの渋滞が予想される。供用開始前と同様、駐車場での乗降も設定できないのか。	中央公園バス駐車場では、バスの待機、駐車のみを想定し、乗客の乗降はバス乗降場で行うことを原則としていますが、本市と協議の上、指定管理者（認定計画提出者）が状況に応じてある程度柔軟に判断することは可能です。
B027	87	第5	3	(6)	ウ	(オ)	観光バス駐車場において「原則、駐車、待機のみ」とありますが、観光客のルートの的に、三の丸（降車）→二の丸→本丸→バス駐車場とした方が利便性が高い場合も想定されます。ケースバイケースでバス駐車場での「乗車」について、指定管理者が判断することは可能ですか。	No. B026の回答を確認してください。

No.	頁	該当箇所					質問内容	回答
B028	88	第5	3	(6)	オ	(イ)	市で設置される事前精算機(パーキングチケット式)とはどのようなものですか。仕様を教えてください。	No. B022の回答を確認してください。
B029	88	第5	3	(6)	オ	(イ)	広島市側が設置される事前精算機は、経理作業上のミスや手間を省く上でも指定管理者側が導入する予約システムと連動したシステムであることが望ましいと思います。事前精算機システムの選定にあたっては、指定管理者との協議の上で決定してもらえますか。	本市が中央公園バス駐車場に設置する自動精算機について、事業スケジュールの都合上、指定管理者との協議は予定していません。
B030	88	第5	3	(6)	オ	(イ)	観光バス駐車場の駐車場設備は、市が事前精算機を設置するとありますが、駐車ゲートや自動精算機の設置も見込まれていますでしょうか。	中央公園バス駐車場について、渋滞対策の観点から、駐車ゲートを設置する予定はありません。 自動精算機については、No. B022の回答を確認してください。
B031	88	第5	3	(6)	オ	(イ)	観光バス駐車場の機器について、利便性向上や予約システムとの連携を図る為、事業者が持ち込むことも検討したいと考えております。市が設置する機器を利用しないことも想定されますが、問題ございませんか。市側の機器導入を取りやめすることは協議により可能でしょうか。	No. B022の回答を確認してください。
B032	92	第5	6	(3)			市が加入する火災保険の想定される契約内容を教えて下さい。	本市が所有、管理又は使用する建物、工作物及び動産について、火災、落雷、破裂・爆発、物体の落下・飛来、車両の衝突、騒じょう、破壊行為、風災、水災又は雪災、土砂崩れによる損害をてん補するものです。